



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）</p> <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</li> <li>・安全な住宅・住宅地の形成</li> <li>・高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保</li> <li>・ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化</li> </ul> <p>（基本的な施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」</li> <li>・「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」</li> <li>・「住宅の改修による耐風性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地の耐震性の向上」</li> <li>・「エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進」</li> </ul> <p>（成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率</li> <li>・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合</li> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模</li> </ul> <p>&lt;国土交通省政策評価体系における位置付け&gt;</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標1 最低居住面積水準未達率</p> <p style="padding-left: 20px;">2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率</p> <p style="padding-left: 40px;">①全国、②大都市圏</p> <p>施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>業績指標9 既存住宅流通の市場規模</p> <p>業績指標13 リフォームの市場規模</p> <p>政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績指標17 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率</p> <p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標47 ①住宅・②建築物の耐震化率</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 おおむね解消（令和12）</li> <li>・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和12）</li> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（令和12）</li> </ul>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和4年1月1日～令和5年12月31日）

	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 おおむね解消（令和 12）</li> <li>・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和 12）</li> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14 兆円（令和 12）</li> </ul>
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30）</li> <li>・高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成 30）</li> <li>・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30）</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	330 件（平成 30 年と令和元年の平均より）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	住宅の買換えにあたって、譲渡益の発生による課税負担が買換えの障害となる場合があり、特に高齢者は新しいローンを組みにくい状況にあり、手持ちの資金と従前住宅の売却金により購入せざるを得ず、この課税負担が買換えの大きな阻害要因となっている。本特例措置はこうした障害を減少させることにより、ライフステージに応じた円滑な住替えを支援する手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税）（租税特別措置法第 36 条の 2、第 36 条の 5）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	住み替える国民一人一人が個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続も併せて行い税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続負担の軽減や公平な支援の実現の観点から優れている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 27 年 : 351 件          平成 28 年 : 324 件          平成 29 年 : 323 件          平成 30 年 : 351 件          令和元年 : 308 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>居住水準の向上を図るためには、住替えを支援することが重要であるが、住宅の買換えに伴う税負担の大きさが住替えを行うか否かの重要な判断要素となることから、本特例措置は住替えの促進に大きく貢献し、居住水準の向上や良質な住宅ストックの形成に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>住生活基本計画において、以下のとおり定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低居住面積水準未達率 4.2%（平成 25）→早期に解消</li> <li>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率              全 国 : 42%（平成 25）→50%（令和 7）              大都市圏 : 37%（平成 25）→50%（令和 7）</li> </ul>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き居住水準の向上を目指す。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 5 年度 創設          平成 6 年度 拡充          平成 10 年度 拡充          平成 13 年度 拡充          平成 16 年度 延長          平成 19 年度 延長          平成 22 年度 延長          平成 24 年度 延長・縮減          平成 26 年度 延長・縮減          平成 28 年度 延長          平成 30 年度 延長・縮減          令和 2 年度 延長</p>